

東村山税務署からの お知らせ

確定申告書作成会場開設は2月16日(金)から

東村山税務署の申告書作成会場は2月16日(金)に開場します。初日と最終週は大変混雑が予想されますので、なるべく初日と最終週を避けてお越しください。

【開設期間】土曜・日曜日を除く2月16日(金)～3月15日(木)の提出が午前8時半

午後5時、相談が午前9時～午後5時

※土曜・日曜日は閉署日ですが、2月18日(日)・25日(日)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。なお、当日は国税の領収や納税証明書の発行、電話での相談は行いません。

【会場】東村山税務署(東村山市本町1ノ20ノ22)

【注意】駐車場は使用できませんので、なるべく午後4時までににお越しください

【申告と納税の期限】所得税および復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(木)。※還付申告は2月15日(木)以前でも提出可

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

出張申告のご案内

市民税・都民税の申告、所得税の確定申告の出張申告を左表1の通り行います(混雑予想は左下表2参照。番号確認は個人番号カードをお

持ちの方は、1枚で番号と本人確認ができます。【注意】各会場で受け付けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告のみです。各会場とも車での来場は遠慮ください

表1 出張申告の会場・日程

会場	日程	時間
南部地域センター2階講習室	1月31日(水)	午前9時半～正午 午後2時～4時
竹丘地域市民センター第5会議室(清瀬市竹丘1-11-1)	2月1日(木)	午前9時～11時半 午後1時～4時半
わくわく健康プラザ1階講堂	2月2日(金) ・5日(月)	午前9時半～正午 午後2時～4時
東部地域センター1階講習室	2月6日(火)	

※竹丘地域市民センターの場所は、市ホームページで確認できます。

表2 出張申告会場の混雑状況

●●●●=大変混雑します ●●●=混雑します ●●=比較的すいています

	南部地域センター	竹丘地域市民センター	わくわく健康プラザ		東部地域センター
	1月31日(水)	2月1日(木)	2月2日(金)	2月5日(月)	2月6日(火)
午前	●●●●	●●●	●●●●	●●●●	●●●●
午後	●●●	●●●	●●●●	●●●	●●●

※昨年の実績から作成したものです。天候などにより混雑状況は大きく変わります。

ませんので、車での来署は遠慮ください。▼開設期間以外に申告書の作成・相談のための来署は遠慮ください。▼会場の混雑状況により受け付けを早めに締め切る場合がありますので、なるべく午後4時までににお越しください

【確定申告書の提出】確定申告書を作成し、2月16日(金)～3月15日(木)の提出が午前8時半

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

【申告と納税の期限】所得税および復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(木)。※還付申告は2月15日(木)以前でも提出可

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

持ちの方は、1枚で番号と本人確認ができます。

【注意】各会場で受け付けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告のみです。各会場とも車での来場は遠慮ください

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2333～2337)へ。

部門 ☎042・394・6811(音声案内に従い、2番を選択してください)へ。確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/index.htm)の「確定申告書作成コーナー」で、パソコンやスマートフォン・タブレット端末などから、申告書を作成できます

【確定申告書の提出】確定申告書を作成し、2月16日(金)～3月15日(木)の提出が午前8時半

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

【申告と納税の期限】所得税および復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(木)。※還付申告は2月15日(木)以前でも提出可

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

持ちの方は、1枚で番号と本人確認ができます。

【注意】各会場で受け付けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告のみです。各会場とも車での来場は遠慮ください

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2333～2337)へ。

スタアのプリントサービスで印刷することも可能です。また、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを準備すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます

詳しくは申告および納付についてが東村山税務署「確定申告書作成コーナー」の操作についてが「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570・01・5901

【確定申告書の提出】確定申告書を作成し、2月16日(金)～3月15日(木)の提出が午前8時半

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

【申告と納税の期限】所得税および復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(木)。※還付申告は2月15日(木)以前でも提出可

【消費税および地方消費税】4月2日(月)

【贈与税】2月1日(木)～3月15日(木)

持ちの方は、1枚で番号と本人確認ができます。

【注意】各会場で受け付けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告のみです。各会場とも車での来場は遠慮ください

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2333～2337)へ。

介護保険制度で税控除を受けるための申告のご案内

高齢者のおむつ代(医療費控除)の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合は、おむつ代の領収書に添付する書類として、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告には、市が発行する「主治医意見書の内容を確認した書類」で代用できます

【対象】次の①～③のすべてに該当する方

①前年度に引き続き、30年度の税申告で29年中に購入したおむつ代を税申告する方

②29年中に介護保険の要介護認定を受けている方

③主治医意見書の内容により、「寝たきり状態にあること」および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方

※該当しない方は、医師から「おむつ使用証明書」の発行を受けてください

障害者控除の認定書の発行

所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、29年12月31日現在、市内在住の65歳以上の方で、次の①・②のいずれかに該当する方に認定書を発行します

【対象】介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、①知的障害者(軽度・中度・重度)に準じる方

②身体障害者(1級～6級)に準じる方

【注意】障害者手帳などをすでにお持ちの方は、手帳の提示などにより申告することができますが、障害者控除が受けられる場合であっても、認定書により要件を満たせば特別障害者控除が受けられる場合があります

詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777 (内線2553～2556)へ。

東京税理士会東村山支部 無料申告相談を開催します

税理士による「無料申告相談」を開催します。申告書や申請書などには「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要で、確認は次の①または②の方法で行います

①マイナンバー(個人番号)カード(1枚で「番号確認」と「身元確認」ができます)

②「番号確認書類」(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)と「身元確認書類」(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など)

※②はマイナンバーカードがない場合の確認方法です

【注意】番号確認と身元確認には時間を要しますので、税務署で提出の際は①または②を事前に用意してください

【その他】郵送で提出する場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください

詳しくは同署個人課税第1部門 ☎042・394・6811(音声案内に従い、2番を選択してください)へ。

無料申告相談の会場・日程

会場	日程	時間
小平市役所(小平市小川町2-1333)	2月1日(木)～6日(火) ※土曜・日曜日は除く。	午前9時半～午後3時半
西東京市防災センター(西東京市中町1-5-1)	2月2日(金)～6日(火) ※土曜・日曜日は除く。	
東久留米市役所	2月6日(火)～8日(木)	
東村山市サンパルネ(東村山市野口町1-46)	2月7日(水)～9日(金)	
清瀬市生涯学習センター(清瀬市元町1-2-11)	2月8日(木)・9日(金)	

自立支援医療(精神通院)を利用している方へ

自立支援医療(精神通院)は、精神疾患およびてんかんによる通院のための医療費助成の制度です

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担ですが、この制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます

ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています

一定所得以上の方は、非該当になる場合があります

更新手続き

自立支援医療制度(精神通院)を利用している方は、有効期間が終了すると、自立支援医療費の受給ができなくなります

更新手続きは、有効期間終了日の3カ月前から、障害福祉課(市役所1階)で行うことができます

更新手続きは、有効期間終了日の3カ月前から、障害福祉課(市役所1階)で行うことができます

更新手続きは、有効期間終了日の3カ月前から、障害福祉課(市役所1階)で行うことができます

更新手続きは、有効期間終了日の3カ月前から、障害福祉課(市役所1階)で行うことができます

とができます

診断書の提出は2年に1度

更新手続きにおける診断書の提出は、病状および治療方針に変更がない場合、2年に1度です

前回の更新手続きでは診断書の提出は不要です

なお、更新手続きは毎年必要です

【注意】有効期間を過ぎた後の再開申請や、前回の更新時に診断書無しで手続きをした方は、診断書の提出が必要です

また、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、

前回の更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要になる場合があります

要か不明の方は、同課へご相談ください

前回の更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要になる場合があります

要か不明の方は、同課へご相談ください

所得区分の変更

「保険証の世帯が変更になった」「前年度と課税状況が変わった」などの場合、有効期間の途中でも所得区分の変更手続きができます

所得区分の変更手続きを行った場合、申請日の翌月初日から、新しい所得区分が適用されます

詳しくは同課地域支援係 ☎470・7747へ。

詳しくは同課地域支援係 ☎470・7747へ。

詳しくは同課地域支援係 ☎470・7747へ。